

第4期勝央町障害児基本計画・第7期勝央町障害福祉計画・第3期勝央町障害児福祉計画素案) に対するご意見について

1.意見募集期間

令和6年1月10日(水)～令和6年2月9日(金)

2.意見提出件数

1件

3.ご意見の概要及び本町の考え方

整理番号	ご意見の概要	本町の考え方
1	<p>○P4 対象者数の所の厚生・精神 61名の厚生と言うのは、どうゆう障害になりましたか。</p> <p>また、対象者が障害者の数に一致しないのは、その差の方々は皆施設に入所されている方でアンケート調査の対象になっていないのでしょうか。</p>	<p>更生とは、更生医療対象者の方で身体障害者手帳所持者となります。</p> <p>アンケート調査の対象者は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者の中から、無作為での抽出方法によりご依頼をさせていただきました。</p> <p>わかりやすい表記に変更させていただきます。</p>
2	<p>○P67 相談支援事業など(1例として)目標値やサービスの見込み量について実績があるにもかかわらずR6,7年に0や無の表示がありますが、現在使っているサービスなどが使えなくなるのでしょうか。</p>	<p>目標値やサービス見込量の実績につきましては、P67 障害者相談支援事業のR6、7年度の見込量が「無」でしたが、事業実績はございました。R6.7年度共に「有」に変更いたします。</p> <p>表記の「0」、「無」は、利用実績がない、または町内に事業所がないため記載しております。</p> <p>サービスは、引き続きご利用していただいてもかまいません。</p> <p>現在行っている事業については、その有効性や改善点等について、今後も検証・検討を続けてまいります。</p>